



平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 アイフラッグ
代表者名 代表取締役社長 高梨宏史
(JASDAQ・コード2759)
問合せ先 取締役経営管理部長 仁分啓太
電 話 03-5733-4492

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本日開示しております「株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載の通り、本日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として、1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用する旨、また、会社法の規定に基づき、定款第 5 条（発行可能株式総数）の変更、第 6 条（単元株式数）の新設、第 6 条の新設に伴う条数の繰下げ及び附則の新設を行う旨を決議しております（この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません）。

上記の変更に伴い、単元未満株式の権利を定めるため、変更案第 7 条（単元未満株式についての権利）を新設し、また、第 7 条の新設に伴う条数の繰下げを行うとともに、これらの効力発生日を平成 25 年 10 月 1 日と定めるため、附則の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、下記の通りであります。

（下線部分は変更箇所を示します）

現行定款	変更案
	<u>（単元未満株式についての権利）</u> 第 7 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、 <u>下記に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1. <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 7 条から第 50 条（条文省略）	第 8 条から第 51 条（条文現行どおり）
附則 第 5 条の変更および第 6 条の新設ならびにこれらに伴う条数の繰下げは、平成 25 年 10 月 1 日から効	附則 第 5 条の変更、 <u>第 6 条および第 7 条の新設ならびにこれらに伴う条数の繰下げは、平成 25 年 10 月 1</u>

力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。

日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日

以 上